

一般社団法人岩手県建設産業団体連合会会長 様

岩手県県土整備部  
建設技術振興課総括課長

「余裕期間」の設定の特例措置の期間延長について

このことについて、平成31年2月28日付け建技第741号「「余裕期間」の設定の特例措置の拡充について」により、各発注公所がそれぞれの状況に柔軟に対応できるよう特例措置の枠組みを拡充したところですが、適用期間を延長し下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 余裕期間の設定

	基本ルール	特例措置①	特例措置②
設定方法	実工期の40%を超えず、かつ、5か月（150日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。	6か月（180日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。	5か月（150日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。
適用時期	令和2年4月1日以降入札公告に付す工事	平成29年10月27日以降、令和2年度中に入札公告に付す工事	平成31年3月1日以降、令和2年度中に入札公告に付す工事
対象地域	県全域	沿岸広域振興局管内、 県北広域振興局（本局）管内	県全域
対象事業	県土整備部所管工事（建築除く）	災害復旧事業 地域連携道路（復興、社総交（復興））事業 災害関連緊急砂防 砂防激甚災害対策特別緊急事業 河川等災害復旧助成事業 河川等災害関連事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 上記事業と合併施行する事業	県土整備部所管工事（建築除く）

2 その他

ここに記載のない事項は、平成29年1月19日付け建技第629号通知のとおり。

担当：

技術企画指導担当 佐藤

TEL：019-629-5951